

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

白子町

1 促進計画の区域

別紙に掲げる小字の土地の区域とする。

2 促進計画の目標

1. 白子町全域

(1) 現況

本町は、全域においてはほ場整備事業が実施された平地農業地域であり、農業基盤整備済の優良農地を利用し、水稻や玉ねぎ等の農業経営が行われている。

地域内の農用地については、担い手への集約が進んでいるが、農道や水路の管理の負担が増大している。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本町では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	白子町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。

別紙

促進計画の区域

大 字	小 字
浜宿	南新田、中野原、四ツ田、長柄道、浜田、申高
牛込	東十一軒、南入地、北入地、瀬入、大井戸川、浜通
剃金	中台、関下、下ノ谷、広瀬川、新林、納屋
五井	新地、西ノ後、川向、新屋敷、古屋敷
古所	北口、北芝、住吉後、南口
五井	東
八斗	明石原、西、東
驚	街道、四字海道、浜通
中里	花田、芳ノ谷、柳ノ下、上の台、北部、南部、浜通
幸治	南部、北部、新田、浜通、蝮沼
北高根	向原、南平曾根、宮の台、中島、大村、福田、八反歩、平曾根
関	羽貫、宮袋、東観音堂、小母佐、川向、広目、藤島、関、市場 市場下、内谷、北梅木、向原、大梅木、広田、千部塚、新御堂 三反町、杉ノ宮、南中富、中富下、山中、中島前、小関、小袋 上場、北ノ谷、冷水、西堤、永井戸、城ノ谷、向井戸川
福島	大谷、井堰、野中、西門、島田、半貫
南日当	蛇喰、八ツ俵、出戸、古屋敷、和ノ内、宮ノ下、内米野、八石 北海道、下新川、内久根、風木
北日当	南街道、北街道

※ 1号事業：農振農用地区域内の農用地